

Ⅱ 文化遺産をそのものとして見守る

太宰府に関わる多彩な文化遺産を、市民生活に身近な存在として、市民とともに日々気に向け、見守っていくことを目指します。市民等が自らの体験として文化遺産を拾い上げ、記録し、公開する取り組みを通して、文化遺産に対する市民の関心を高めます。これらの持続的な取り組みが、人知れず失われる文化遺産を減少させ、あるいは忘れられていた文化遺産が大事にされるようになると考えます。

1 文化遺産をそのものとして見守る方針

市民が主体的に参加する、参加したくなる取り組みを通して、まずは未だ知られていない文化遺産を拾い上げていきます。拾い上げた文化遺産は、広く市民に公開することを基本とします。こうした一連の取り組みを繰り返すことで、文化遺産に対する市民の関心を高め、市民とともに文化遺産を常に見守る持続的な取り組みとします。

（１）未だ知られていない文化遺産を拾い上げる

文化遺産は多彩であり、限られた期間内でその全てを把握することは限界もあります。また、社会や時代の変化に応じて、その時々の人々が文化遺産と捉えるものも変わっていくことも忘れてはなりません。

本市では、今後、社会や時代背景に応じた市民志向の変化を踏まえつつ文化遺産を持続的に拾い上げていくことを狙いとし、市民調査の継続的な実施に取り組みます。調査成果は、市民等とともに、その築造年、由来、所有者などの属性データ等を調査し、デジタル化等による活用しやすい管理を目指します。

（２）拾い上げた文化遺産を広く公開する

文化遺産に関するデータの公開は、文化遺産の盗難対策の状況や所有者の意向などにも配慮する必要があることから、公開する文化遺産情報は事前に十分な確認と検討を行います。

（３）文化遺産を常に見守る

文化遺産を常に見守っていく取り組みをより堅実なものにしていくためには、当該文化遺産が置かれる状況などを常に市民等と市が共有することが理想的です。しかし、市民生活への負担、個人情報の問題、情報技術の検討など、解決すべき課題が数多く残されています。まずは、文化遺産情報の公開に取り組みますが、最終的には双方向での情報の共有ができる仕組みや体制づくりを検討し、その具体化を目指します。

2 文化遺産をそのものとして見守る取り組み

文化遺産を見守る取り組みとして、まずは、未だ知られていない文化遺産を拾い上げる、そして拾い上げた文化遺産を広く公開する取り組みを中心に、以下の具体化に取り組みます。

これら取り組みの進捗を踏まえ、必要に応じて新たな仕組みや体制などの導入を検討し、その具体化に取り組みますが、その際には文化遺産を常に見守る取り組みについても検討します。

（１）文化遺産調査活動の継続

（財）古都太宰府保存協会と連携し、文化遺産調査ボランティアメンバーによる調査の継続に協力します。

文化遺産調査者は自らの手で拾い上げた文化遺産に関わる基本情報を手書きカード等に記載し、市はそれらを資料原本として保管します。

（２）定期的にモニタリングを行う

文化遺産の現状把握を目的としたモニタリングを定期的に行います。

調査にあたっては、お年寄りから子供たち、市内外を問わず参加を呼び掛けます。また、目的や対象などに応じて、専門家にも協力を依頼します。

（３）文化遺産データベースの構築と追記

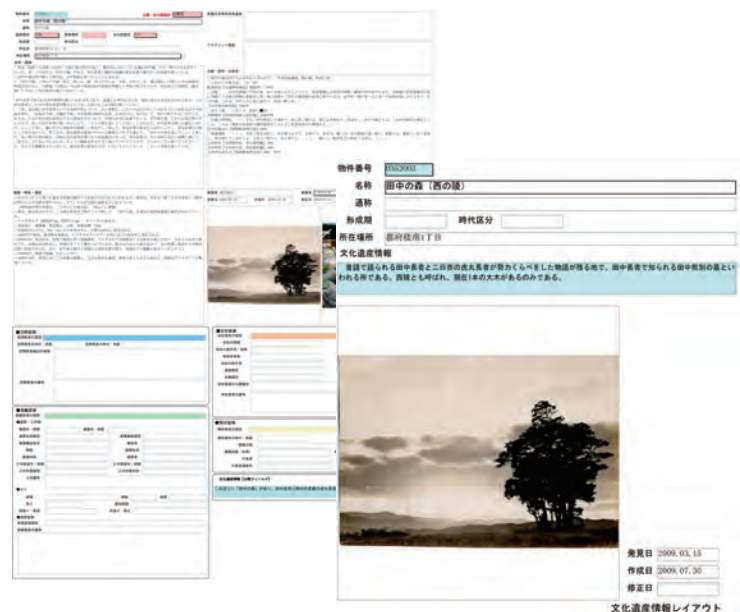
市民から得られた文化遺産情報を蓄積する文化遺産データベースを構築し、文化遺産の調査成果等を（財）古都太宰府保存協会、（財）太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室と連携し随時追記していきます。

文化遺産データベースは、情報提供者に対する安心感を与えるとともに、公平公正に多様な情報の収集を確保するため、市が管理します。

日常管理については、情報収集の自由度を考慮し、外部機関への委託を検討します。外部機関に管理を委ねる中で、データベース活用に向けた新たな情報の収集を可能とするなど、汎用性の向上を目指します。

（４）文化遺産情報の公開

ホームページや印刷物などを通じて、文化遺産データベースの中から、公開可能な情報を、文化遺産情報として公開します。



図：文化遺産データベースと文化遺産情報

Ⅲ文化遺産を文化財として保護する

広く多くの人々が大切だと思ふ文化遺産を中心としつつ、学術的視点から価値があると判断される文化遺産を文化財として保護していく方針を設定します。そのことで、市民や関係機関等の理解と協力が得やすくなり、文化遺産を文化財として保護する取り組みを計画的に、そして円滑に進めることを可能とします。

1 文化遺産を文化財として保護する方針

文化遺産を文化財として保護する方針は、「保存活用計画」のⅡ部「文化財基本計画」の中に定めています。文化遺産を文化財として保護する取り組みとしては、同計画に基づき、堅実あるいは弾力的な文化遺産の保護の推進を図ります。

2 文化遺産を文化財として保護する取り組み

これまでの調査と計画を踏まえ、文化遺産を文化財として堅実に保護するのみならず、弾力的に保護する保護施策の充実を目指し、以下の具体化に取り組みます。

これら取り組みの進捗を踏まえ、必要に応じて新たな仕組みや体制などの導入を検討し、その具体化を目指します。

（１）文化遺産に関する学術的調査の推進

市民が将来に守り伝えていきたいという気持ちから抽出された多彩な文化遺産の中には、前述したように学術的観点から保護すべきものも含まれています。抽出されてきた文化遺産について、文化財の観点から学術的調査を実施する必要性があり、九州国立博物館・九州歴史資料館等と連携しつつ定期的に評価を行う仕組みや体制を整えます。

（２）堅実な保護施策の継続

これまで取り組んできた保護行政の仕組みを基本とし、堅実な保護施策を継続します。その推進にあたっては、社会の変化に対応しつつ、文化財として保護する文化遺産が市民生活と乖離しないよう、市民意識の把握や反映に留意します。

なお、文化財として保護する文化遺産が自然的・社会的動向からやむを得ず枯死ならびに毀損・破壊される場合は、専門的な視点で記録（図・写真など）を行います。記録調査の成果は、速やかに整理作業を行ったうえで、一般公開することを基本とします。調査対象については可能な限り現状保存に努めます。

（３）新たな保護施策の充実

堅実な保護施策の枠組みに加えて、ある程度の改変も受け入れた弾力的保護施策の創設に取り組みます。その創設にあたっては、必要に応じて、文化財保護法で示される枠組みに留まらない市独自の保護施策を検討します。

（４）指定・登録など保護施策の推進

堅実な保護施策の継続および新たな保護施策の充実を踏まえ、学術的評価の高い文化遺産を文化財として保護していくことを目指し、指定・登録といった保護施策を展開します。

その推進にあたっては、一部の分野に偏在しない広い視野から取り組むよう留意します。

（５）文化財保存管理計画等の策定と推進

文化財として指定・登録等を受ける文化遺産の積極的な保存管理の推進にむけては、その文化遺産ごとに保存管理計画を策定し、計画内容の具体化に取り組みます。

計画策定および計画実現の際の留意点として、

- ①特定の文化遺産に偏在することなく、計画対象に含まれる文化遺産は全て保存管理の対象と考えます。
- ②市民との協働の理念を重視し、計画対象に含まれる文化遺産をそのものとして見守る、あるいは太宰府市民遺産として育成する取り組みを促す計画とします。

（６）公開と活用

文化財として指定・登録等を受けた文化遺産は、太宰府市文化ふれあい館、大宰府展示館をはじめ九州国立博物館、九州歴史資料館等と連携し、広く市内外への公開を行うとともに、活用に資する取り組みを行います。



平安時代の井戸【埋蔵文化財】



大宰府跡【特別史跡】



晴明井のエノキ【市指定天然記念物】

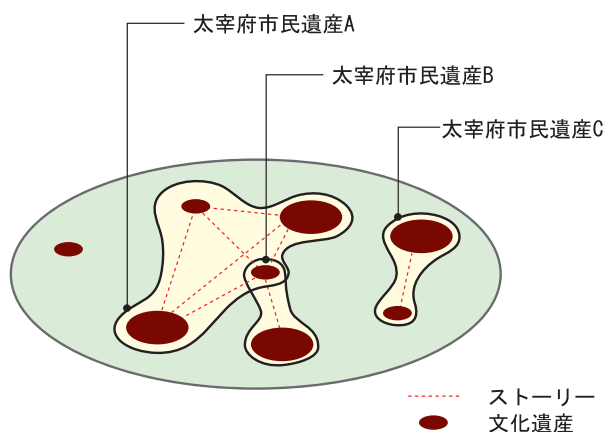


水城跡木樋の調査【特別史跡】

Ⅳ文化遺産を太宰府市民遺産として育成する

「保存活用計画」のⅠ部「太宰府市民遺産によるまちづくり」において、文化遺産を物語とともに育成する協働の取り組みを包括する枠組みとして、「太宰府市民遺産」を創設し、市民・事業者・行政の協働のもと、その育成に取り組むことを提唱しました。

本計画では、「太宰府市民遺産」を「市民や地域又は市が伝えたい太宰府固有の物語、その物語の基盤となる文化遺産及び文化遺産を保存活用する育成活動を総合したもの」と改めて定義し、その具体化を図ることを目指します。



1 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する方針

本市には、地域の行事や工芸、忘れかけられている路傍の石碑など、古いものから新しいものまで、気がつけば身近に気になる文化遺産が数多く存在します。これらは、その多くが市民の生活の中で守り、育まれてきた文化遺産です。

太宰府市民遺産とは、これらを積極的により多くの市民と共有し、市民みんなで次の世代に伝えていく取り組みであり、今まで残されてきた地域の文化遺産をそれにまつわる物語を活力として将来に守り伝え、育てていく活動を総合したものです。

太宰府市民遺産による取り組みを通して、受け継いできた文化遺産を、語り継いできた物語とともに次世代に受け渡すために活動している・活動しようとする人々を応援します。



図：太宰府市民遺産の育成イメージ

2 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み

文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組みは、太宰府市独自の取り組みです。その取り組みを述べる前に、基本的な考え方を補足します。

（１）基本的な考え方

太宰府市民遺産の育成は、太宰府市民遺産によるまちづくりに参加したいと考える主体が行うことを前提とし、持続的な取り組みであることを求めます。

ここでは、市民等と市が主体となって、太宰府市民遺産の提案から評価、持続的な育成に向けた基本的な考え方を位置づけます。

①提案からはじめる ～自主性・主体性を重視する～

太宰府市民遺産によるまちづくりに参加したいと考える市民等に対して、景観・市民遺産育成団体の結成と認定を促し、太宰府市景観・市民遺産会議（以下、景観・市民遺産会議）への参加、太宰府市民遺産の提案を働きかけます。

太宰府市民遺産の提案にあたって、景観・市民遺産育成団体に対して助言・アドバイスを行います。その際には、守り伝えていきたい物語がわかりやすく説明されているか、物語の基礎となる文化遺産が含まれているか、文化遺産を育成する活動が記されているかを重視します。

また、景観・市民遺産育成団体からの相談に対し、必要に応じて専門的な観点から助言・アドバイスを行うため、景観・市民遺産アドバイザーを設置し、意見を求めます。

②市民感覚による評価を重視する

市民有志が提案してきた太宰府市民遺産を市民が評価する仕組みとして、市民等と市の協働組織として景観・市民遺産会議の設置に協力します。

景観・市民遺産会議は、太宰府市民遺産の認定の他、認定後の活動実績の公表、および太宰府市民遺産の育成に関する相談などの役割を担います。会議の一員として市も参加し、その開催運営等に関して必要な協力と支援を行います。

③持続的に育成する

景観・市民遺産会議が認定した太宰府市民遺産について、インターネットを活用した公開をはじめ、育成活動に対する支援に取り組みます。

太宰府市民遺産を構成する文化遺産の所有者及び管理者、又は自らの活動により当該太宰府市民遺産を構成する文化遺産に影響を与えようとする者（以下、「管理者等」という。）は、当該太宰府市民遺産の価値を尊重し、その維持及び管理に努めるものとします。

太宰府市民遺産の持続的な育成を図るため、市は管理者等の同意を前提とした届出制度を創設し、その導入等に関して助言・アドバイスを行います。

※【参考資料参照】 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則（資料 41 ～ 82 頁）

（２）文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み

太宰府市民遺産の育成に向けた取り組みとして、以下の具体化に取り組みます。

これら取り組みの進捗を踏まえ、必要に応じて新たな仕組みや体制などの導入を検討し、その具体化に取り組みます。

※【参考資料参照】 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例・規則（資料 41 ～ 82 頁）

①景観・市民遺産育成団体の認定と支援

太宰府市民遺産の育成について自主的な活動を行う団体を景観・市民遺産育成団体として認定します。その際、必要に応じて景観・市民遺産審議会に意見を求めます（体制図 30 頁参照）。

景観・市民遺産育成団体には、景観・市民遺産会議への参加などに関連して、必要な情報の提供や助言・アドバイスに努め、必要に応じて専門的知識を有する者の派遣などを行います。

②景観・市民遺産アドバイザーの登録

太宰府市民遺産の育成を推進するため、技術的な情報の提供及び助言を行う専門家を景観・市民遺産アドバイザーとして登録し、景観・市民遺産育成団体への助言・アドバイスに関して、必要に応じて意見を求めます。

③景観・市民遺産会議の設置

景観・市民遺産会議の一員として、市はその開催、運営に協力します。

※【参考資料参照】 景観・市民遺産会議会則・作業指針（資料 83 ～ 96 頁）

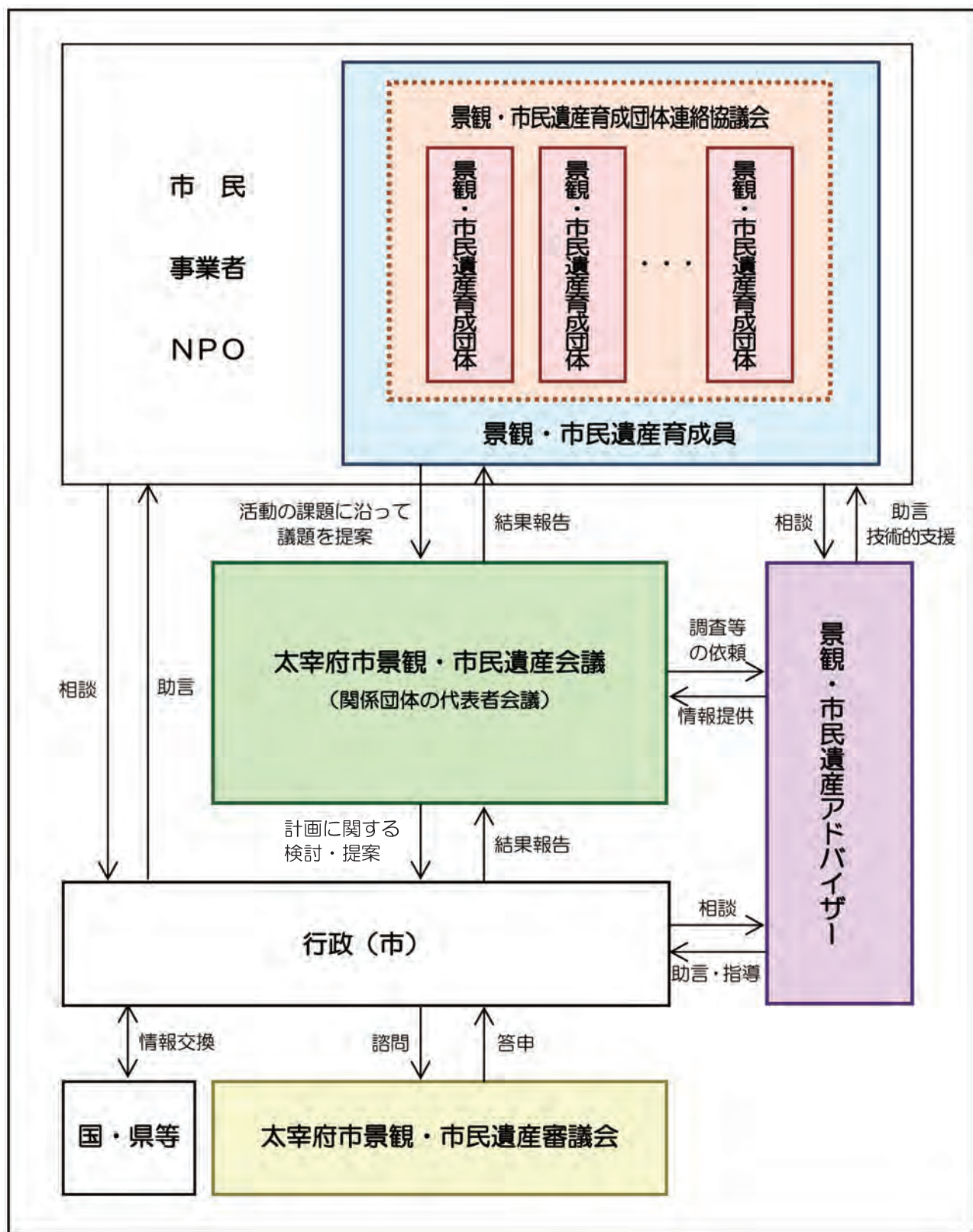
④太宰府市民遺産に対する支援と顕彰

景観・市民遺産会議が認定した太宰府市民遺産に対して、市は登録を行い、市の公式ホームページ等を活用した公開をはじめ、行政機関としてできる範囲で支援を行います。

また、太宰府市民遺産の育成に著しく貢献したと認められる景観・市民遺産育成団体に対しては、市からもその活動実績に対して表彰を行う等、その顕彰に取り組みます。

⑤太宰府市民遺産に関する届出制度

太宰府市民遺産の管理者等は、当該太宰府市民遺産を構成する文化遺産の全部又は一部が滅失するおそれが生じたとき又は滅失したとき、又は損傷するおそれが生じたとき又は損傷したときは、その旨を市に届け出ることになります。また、当該太宰府市民遺産を構成する文化遺産の現状を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市に届け出ることになります。なお、空間を構成するものの面的な範囲については、文化遺産を保護していく**歴史文化保存活用区域**の設定を働きかけます。



図：景観・市民遺産を推進する体制

■推進体制

- 景観・市民遺産会議：市とは独立した組織で、市民遺産の認定や変更等に関する協議、市民遺産育成に関する協議、良好な景観形成に関する協議・調整などを行う。
- 太宰府市景観・市民遺産審議会：市の付属機関で、景観計画の策定・変更に関する審議、良好な景観形成に関わる勧告・命令等の審議、法律に基づく指定等を審議する。

V 文化遺産の保存活用に関する推進プログラム

文化遺産の保存活用に向けた3つの柱である「文化遺産をそのものとして見守る」、「文化遺産を文化財として保護する」、「文化遺産を太宰府市民遺産として育成する」それぞれに定めた取り組みについて、実践的な具体化に向けた推進プログラムを設定します。

プログラムは、概ね10カ年を対象とし、想定される取り組みを前期・中期・後期に分けました。その内容は、取り組みの進捗状況などを踏まえ、必要に応じて計画全体の見直しに反映します。

1 文化遺産をそのものとして見守る

市民と連携し、持続的な文化遺産の調査に取り組みます。

①文化遺産に関わる基本情報の収集

市民有志によって構成される文化遺産調査ボランティアメンバーと協力し、文化遺産調査の継続に取り組みます。また、(財)古都大宰府保存協会、(財)太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室と連携し取り組みの充実を図ります。

②文化遺産データベースの構築と入力

文化遺産データベースを構築し、構築後は、文化遺産データベースの充実に関して、(財)古都大宰府保存協会、(財)太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室と連携し、文化遺産に関する情報を記した手書きカード等のデータ化に取り組みます。

③文化遺産のモニタリング

上記の進捗を踏まえながら、3年あるいは5年の期間が過ぎた段階で、(財)古都大宰府保存協会等と連携し、市域にある文化遺産のモニタリングを実施します。モニタリングにあたっては、文化遺産調査ボランティアメンバーをはじめ広く市民の参加を呼び掛けます。

④文化遺産データベース・文化遺産情報の見直し

様々な社会情勢の変化に対応し、定期的な文化遺産データベースならびに公開情報としての文化遺産情報の見直しを行います。

2 文化遺産を文化財として保護する

必要に応じて文化財専門委員会等に意見を求めながら、以下の推進に取り組みます。

①文化遺産に関する学術的調査の推進

文化遺産データベースの中から文化財の指定・登録候補となる文化遺産を中心に学術調査を実施します。調査にあたっては、市史資料室や(財)太宰府市文化スポーツ振興財団をはじめ九州国立博物館・九州歴史資料館と連携し進めます。

②文化遺産を文化財として保護する条例の整備

文化遺産に関する学術的調査の成果を踏まえ、必要に応じて文化財保護条例等の見直しを行います。その際には、文化財保護法に準じるだけでなく、市独自の指定制度や登録制度等の創設を検討します。

③指定・登録など保護施策の推進

文化遺産を文化財として保護する取り組みの一環として、太宰府市文化財保護条例に基づき、新たな文化財の指定・登録に取り組みます。その際には、偏りのない指定・登録に配慮します。

④文化遺産ごとの保存管理計画の策定および推進

関係機関との協力のもと、既に策定している「大宰府関連史跡に関する保存管理の基本方針」、「水城跡環境整備方針」、「太宰府天満宮門前の町並みと民家の保存整備調査」の優先的な具体化に努めます。

大宰府関連史跡に関する保存管理方針については、史跡指定の追加指定と公有化に関する方針や現状変更の取扱い基準等を定めた「大宰府関連史跡に関する保存管理計画」を策定し、計画内容の実践に取り組みます。

上記の他、宝満山や太宰府天満宮の門前についても、必要に応じて、それぞれ保存管理計画の策定に取り組みます。

3 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する

市民提案による太宰府市民遺産の認定をまずは促進し、その取り組みの動向を見極めながら、市提案による太宰府市民遺産の育成に取り組みます。

①市民提案に基づく取り組み

太宰府市民遺産の推進にあたっては、市民提案に基づく取り組みからはじめます。市民の自主性・主体性を育みつつ、景観・市民遺産育成団体の認定、市民提案の促進に努めます。

※【参考資料参照】 市民提案の太宰府市民遺産（資料 98～115 頁）

②市の取り組み

市は、市民提案による太宰府市民遺産の認定状況を注視しつつ、以下の項目に取り組みます。

○太宰府市民遺産の取り組みの普及啓発を行います。

○太宰府市民遺産を育成する活動の連携や新たな取り組みを促進します。

○太宰府市民遺産を育成する活動を阻害しないよう留意し、景観まちづくり等との連携を図り、その支援に努めます。

○市民活動の自立性を損なわないよう十分配慮しつつ、必要に応じて市行政による市民遺産の提案も検討します。

③景観まちづくり等との連携

認定・登録された太宰府市民遺産に対して、景観計画に基づく景観育成地区、景観重要建造物・樹木の指定や、歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定等を検討し、景観まちづくり等との情報共有や連携に努めます。

表 文化遺産の保存活用に関する推進プログラム

	【前 期】	【中 期】	【後 期】
1 文化遺産をそのものとして見守る取り組み			
①文化遺産に関わる 基本情報の収集	◇市民とともに文化遺産調査を行い、自発的な調査活動を継続 (文化遺産に関する基本情報の手書きカード等への記入)		
②文化遺産データベース の構築と入力	◆システムの構築 (財)古都大宰府保存協会、(財)太宰府市文化スポーツ振興財団、市史資料室との連携によるデータの入力		
③文化遺産のモニタリング調査		◆第3回文化遺産モニタリングの実施	
④文化遺産データベース・ 文化遺産情報の見直し		◆文化遺産データベースの見直し ◆文化遺産情報の見直し	
2 文化遺産を文化財として保護する取り組み			
①文化遺産に関する 学術的調査の推進	◆文化遺産データベースから指定・登録すべき物件の抽出等と調査		
②文化遺産を文化財として 保護する条例の整備		◆学術的調査を踏まえた検討	◆文化財保護条例の見直し
③指定・登録など 保護施策の推進		◆学術的調査を踏まえた検討	◆文化財の追加指定・登録等
④文化遺産ごとの保存管理計画 の策定および推進	◇大宰府関連史跡群に関する保存管理の基本方針、水城跡環境整備方針、 太宰府天満宮門前の町並みと民家の保存整備調査の推進		
	◆大宰府関連史跡群保存管理計画の策定	◇保存管理計画の推進	
		◆宝満山保存管理計画の策定	
3 文化遺産を太宰府市民遺産として育成する取り組み			
①市民提案に基づく取り組み	◆景観・市民遺産育成団体の認定		
	◆市民遺産の普及・促進		
②市の取り組み	◆太宰府市民遺産を育成する活動との連携		
	◆関連行政施策と連携を図り、太宰府市民遺産を育成する活動の支援		
③景観まちづくり等との連携	◇景観地区、景観重要建造物・樹木、歴史的風致形成建造物の指定等		